

みなし登録電気工事業者に関する留意事項

宮崎県消防保安課

■届出

- 届出事項に変更があった場合は、変更の日から遅滞なく変更届を提出する必要があります。例えば、建設業許可の更新も届出事項の変更にあたるため、その都度、変更届の提出が必要です。

<変更届が必要な届出事項>

- ・氏名又は名称
 - ・(法人の場合) 代表者の氏名
 - ・建設業許可を受けた年月日及び許可番号
 - ・住所
 - ・営業所の名称・所在の場所
 - ・営業所の新設追加・廃止
 - ・電気工事の種類
 - ・主任電気工事士の氏名・電気工事士免状の種類
- 電気工事業を廃止した場合は、廃止の日から遅滞なく届け出なければなりません。

■主任電気工事士

- みなし登録電気工事業者は、一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに主任電気工事士を設置し、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させなければなりません。
- 主任電気工事士が退職等により不在となった場合や、一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う新たな営業所を設置した場合等には、その日から2週間以内に新たな主任電気工事士を選任しなければなりません。また、選任後は遅滞なく変更届を提出する必要があります。
- 主任電気工事士は、各営業所に専任で設置する必要があり、兼任は認められません。

■電気工事に従事する者の制限

電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることは禁止されています。電気工事の作業には、電気工事の種類に応じた電気工事士等に従事させてください。

■電気工事に使用する電気用品の制限

電気工事に使用する電気用品（電気工作物を構成するもの）は、電気用品安全法第10条第1項の表示（右図参照）が付されているものでなければなりません。



■器具の備付け義務

電気工事の種類に応じて、営業所ごとに、次の器具を備えなければなりません。

一般用電気工作物の工事のみを実施	自家用電気工作物の工事を実施
<ul style="list-style-type: none"> ・絶縁抵抗計 ・接地抵抗計 ・抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計 	<ul style="list-style-type: none"> ・絶縁抵抗計 ・接地抵抗計 ・抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計 ・低圧検電器 ・高圧検電器 ・継電器試験装置 ・絶縁耐力試験装置

※継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、同業者等との賃貸契約を結んだり、ほかの営業所から必要時にすぐ持ち出せる体制を整えたりすることで、必要時にすぐ検査することができる措置が講じられている営業所については、備えられていると判断します。

■標識の掲示

みなし登録電気工事業者は、営業所及び電気工事の施工場所ごとに、次の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

- ・氏名又は名称
- ・営業所の名称
- ・電気工事の種類
- ・届出の年月日、届出先
- ・主任電気工事士の氏名

<標識の様式>

↑
35cm以上
↓

登録電気工事業者届出済票	
届 出 先	
届 出 の 年 月 日	
氏 名 又 は 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
営 業 所 の 名 称	
電 気 工 事 の 種 類	
主 任 電 気 工 事 士 等 の 氏 名	

← 40cm以上 →

■帳簿の備付け・保存

みなし登録電気工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、次の事項を記載し、これを5年間保存しなければなりません。

- ・ 注文者の氏名又は名称及び住所
- ・ 電気工事の種類及び施工場所
- ・ 施工年月日
- ・ 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- ・ 配線図
- ・ 検査結果

■建設業を廃止した後に継続して電気工事業を営む場合

建設業廃止後も継続して電気工事業を営む場合は、登録電気工事業者登録申請書を提出し、都道府県知事等の登録を受けなければなりません。また、建設業の廃止は、この登録を受けた後に行う必要があります（登録前に建設業を廃止すると、申請から登録までの期間が空白となってしまうため）。

■みなし登録電気工事業に関するお問合せ先

宮崎県 総務部 危機管理局 消防保安課 産業保安担当

【所在地】 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

【電話】 0985-26-7065

【FAX】 0985-26-3130

【メール】 kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp